

2006年3月17日

警視總監 伊 藤 哲 朗 殿

日本弁護士連合会

会 長 梶 谷 剛

警 告 書

当連合会は、A会代表B及びC申立てにかかる人権救済申立事件につき調査した結果、貴庁に対し、下記のとおり警告します。

記

第1 警告の趣旨

貴庁は、2003年5月14日、被疑者不詳に対する電磁的公正証書原本不実記録、不実電磁的公正証書原本供用被疑事件に関し、東京都、山梨県、福井県、岡山県及び福岡県にわたる合計12箇所の場所と23台の車両に対する搜索差押を行い、合計して587点の物の押収を行った。

しかしながら、これらの搜索差押は、比較的軽微な形式犯である行為を被疑事実としているところ、その実行行為がなされたとされる岡山県とは必ずしも関係のない広範な範囲に所在するA会関連の場所及び車両に対して実施されたものである。

また、押収物の多くは、最高裁決定に示された最低限の差押の必要性を担保する程度の関連性すら乏しいものである上、品名のみからしても、本件被疑事実とは全く関係のない物が少なからず含まれている。

すなわち、本件搜索差押は、当該被疑事実の立証のためではなく、急に社会の耳目を集めるようになったA会の内実を急遽捜査するため、専らその組織解明や活動状況の把握等の別目的により実施されたものといわざるを得ず、憲法35条及び国際人権B規約17条1項に抵触する重大な人権侵犯行為であったといわざるを得ない。

当連合会は、2003年4月28日、D宗教団体（現E）に関する事件に関し貴庁公安部が行った搜索に対し、さらに、2005年3月28日、F労働組合に関する事件に関し貴庁公安部が行った搜索に対し、厳しく警告を行ってきた。しかるに、貴庁公安部が、これらの警告にもかかわらず、引き続き同様の人権侵害行為を改めようとしていないのは極めて遺憾である。

そこで、当連合会は、貴庁に対し、三度、今後違憲・違法の搜索・差押を実施して基本的人権を侵害することのないよう、強く警告するものである。

第2 警告の理由
別紙調査報告書記載のとおり

以 上

A会代表B及びC（以下、それぞれ「申立人A会」、「申立人C」と記載することがある。）申立てにかかる人権救済申立事件につき、調査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

第1 結論

警視庁に対し、同庁が2003年5月14日に行った被疑者不詳に対する電磁的公正証書原本不実記録、不実電磁的公正証書原本供用被疑事件に関する捜索差押（以下「本件捜索差押」という）に関し、警告を行うべきであると思料する。

第2 申立の趣旨

1 第1事件

警察庁長官佐藤英彦に対し、2003年5月14日に、A会に対し、車名義の電磁的公正証書原本不実記録・同供用の容疑の名の元に12か所の関連施設に対し強制捜査を行い、容疑に関係しない、団体の名簿、コンピューター、預金通帳、書類等を押収し、実際には組織全てにわたる全容の調査に及んだことに対して、これは違法な別件捜査であり、謝罪をなすよう、人権救済措置を求める。

2 第2事件

警視庁公安部と福井、山梨、岡山及び福岡の各県警は、2003年5月14日、申立人Cらの電磁的公正証書原本不実記録・同供用の容疑で、A会関係者の関連施設等に対して家宅捜索をする等の一連の捜査を行ったが、本件捜査は、捜査権を濫用して広範かつ強力になされた違法な捜査であり、申立人及びA会関係者の人権を著しく侵害するものであるから、本件捜査を実施しないし主導したことについて警視庁警視総監及び警察庁長官に対し、並びに本件家宅捜索に司法抑制を及ぼせなかったことについて最高裁判所長官に対し、必要な警告・勧告を発する等の措置を講じて人権救済がなされることを求める。

第3 申立人らの提出した資料、警視庁及び東京都公安委員会に対する照会並びに本件確定記録中の資料

1 申立人らから提出された資料

A会の定款

国家公安委員会週報（2003年5月7日付。警察庁長官官房長）

押収品目録交付書（2003年5月14日付。17通）

起訴状（2003年7月31日付。申立人Cに対するもの）

略式命令（2003年8月29日付。申立人Cに対するもの）

本件搜索差押時の状況報告書

2 警視庁及び東京都公安委員会に対する照会及びその回答

- (1) 当委員会は、警視庁に対し、2004年7月20日付にて、2003年5月14日に行われたA会関連施設12か所に対する搜索差押に関し、押収品目録交付書を添付し、押収物を特定したうえで、搜索差押許可状（以下「本件搜索差押許可状」という。）に記載された罪名、本件搜索差押許可状に記載された差し押さえるべき物、本件搜索差押許可状に記載された搜索すべき場所、個別の押収物と被疑事実との関連性、個別の押収物についての差押の必要性について照会を行った。

これに対し、警視庁からは、同年8月10日付にて、「ご照会のありました平成15年5月14日の搜索及び差押えについては、法令に基づいて適正に行ったものであります。なお、捜査に関する具体的な事項については回答いたしかねます。」との回答がなされたのみであり、その他反論等はなされなかった。

- (2) また、東京都公安委員会が、警視庁を管理する権限を有し、その権限に属する事務に関し、法令又は条例の特別の委任に基づき、東京都公安委員会規則を制定することができることに鑑み、当委員会は、同年10月27日付にて、東京都公安委員会に対し、本件搜索差押実施についての把握状況、管理権限に基づく警視庁への指示の有無、当該搜索差押についての問題点に関する見解等を照会した。

これに対し、東京都公安委員会からは、同年11月12日付にて、「ご照会のありました電磁的公正証書原本不実記録、不実電磁的公正証書原本供用被疑事件に関するA会の関連施設に対する搜索差押えについては、平成15年5月23日に開催した委員会において、警視庁から報告を受けております。なお、当該搜索差押えにつきましては、刑事訴訟法に基づいて適法に行われたものと認識いたしております。」との回答がなされた。

3 本件確定記録中事実の認定に用いた資料は、以下のとおりである。

総合捜査報告書（2003年6月24日付。警視庁調布警察署司法警察員作成）

証拠品分析報告書

第5 認定した事実

1 本件捜索差押許可状の発付

総合捜査報告書によれば、警視庁調布警察署司法警察員警部下園勤が、2003年5月13日、立川簡易裁判所裁判官に対し、関連場所12か所及び車両24台に対する捜索差押許可状と車両3台に対する検証許可状の発付を請求し、同裁判所裁判官明石聖は、同日、各令状を発付したものと認定できる。

2 本件捜索差押許可状記載の被疑事実及び罪名

本件捜索差押許可状は、相手方から開示がされておらず、また、本件確定記録中にも存在しなかったが、総合捜査報告書、押収品目録交付書等によれば、本件捜索差押許可状請求時における罪名は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用であったと認定できる。

また、本件捜索差押時の被疑事実については、捜索差押許可状にも記載されないところ（刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）219条）、下記の総合捜査報告書記載の被疑事実と実質的に同一であったと考えられる。

もっとも、押収品目録交付書には、いずれも、「被疑者不詳」との記載がなされていることからすれば、本件捜索差押許可状記載の被疑者名は、「被疑者不詳」とされていたものと認定できる。

記

被疑者G、C、Hは各々任意団体「A会」の会員であるが、共謀の上、同会の会員で構成する「キャラバン隊」の車両として運行する自動車を購入するに際し、同隊の本拠地である「I研究所」所在地では許容限度を超え、新たに車庫証明を取得できない状況にあったこと、地方で駐車場を確保することにより経費が節減できること等の理由から、岡山県在住のGを使用者、同人の住所を使用者の住所及び使用の本拠の位置として不正に登録することを企て、Gをして〇〇〇〇株式会社から購入せしめた自家用普通貨物自動車（第岡山〇〇×△△号）他2台の新規登録に当たり、真実は、使用者が「A会」または上記同研究所若しくはキャラバン隊の運行管理責任者Hであり、使用者の住所及び使用の本拠の位置が同研究所の所在地である福井県〇〇市××町△△番地であるのに、

第1 平成10年6月23日、岡山県〇〇市××町△△番地所在の国土交通省中国運輸局岡山運輸支局において、申請代理人Iをして、情を知らな

い同支局 J 登録官に対し、自家用普通貨物自動車（第岡山〇〇×△△号）につき、使用者が G で、使用者の住所及び使用の本拠の位置が岡山県〇〇郡××町△△□□番地である旨の虚偽の内容を記載した新規登録申請書を自動車保管場所証明書等とともに提出

第 2 平成 10 年 9 月 7 日、上記支局において、申請代理人 I をして、情を知らない同支局 K 登録官に対し、

1 自家用普通貨物自動車（第岡山〇〇×△△号）につき、使用者が G で、使用者の住所及び使用の本拠の位置が岡山県〇〇郡××町△△□□番地である旨の虚偽の内容を記載した新規登録申請書を自動車保管場所証明書等とともに提出

2 自家用普通貨物自動車（第岡山〇〇×△△号）につき、使用者が G で、使用者の住所及び使用の本拠の位置が岡山県〇〇郡××町△△□□番地である旨の虚偽の内容を記載した新規登録申請書を自動車保管場所証明書等とともに提出

させて、虚偽の申立をし、上記登録官らをして、即時東京都〇〇区××△丁目△△番△△号所在の同省自動車交通局技術安全部管理課自動車登録管理室に設置されている権利義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録である自動車登録ファイルにその旨の不実の記録をさせた上、即時、同所にこれを備え付けさせて公正証書の原本としての用に供したものである。

3 本件搜索差押許可状記載の「差し押さえるべき物」及び「搜索すべき場所」本件搜索差押許可状に記載されていたはずである「差し押さえるべき物」については、前記のとおり、本件搜索差押許可状が開示されておらず、また、本件確定記録中にも存在しなかったため、その内容は明らかではない。

もっとも、「搜索すべき場所」については、証拠品分析報告書によれば、別紙 1 「搜索場所と押収品の数」（省略）記載のとおりと認定できる。

4 本件搜索差押の実施状況

総合捜査報告書及び証拠品分析報告書によれば、警視庁は、福井、山梨、福岡、岡山各県警本部の協力を得て、2003 年 5 月 14 日から 15 日にかけて、関連場所 12 か所中 12 か所、車両 24 台中 23 台（うち 9 台は搜索場所に駐車中）について、本件搜索差押を実施した。

その結果、別紙 1 「搜索場所と押収品の数」（省略）記載のとおり、総計 329 件 587 点に上る物を押収したものと認定できる。

そのうち、押収品目録交付書によって認定し得る押収物は、別紙 2 「押収品目録（1）ないし（18）」（省略）記載のとおりである。

5 申立人Cにかかる電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪被告事件

申立人Cは、2003年7月31日、東京区検察庁により、東京簡易裁判所に対し、電磁的公正証書原本不実記録・同供用の罪名にて公訴提起（略式命令請求）され、同年8月29日に罰金50万円に処され、同年9月18日に50万円を納付した。

第6 当委員会の判断

1 本件の問題点

本件では、警視庁による本件搜索差押が違憲、違法ではないかが問題となる。

2 警視庁による本件搜索差押

(1) 差押と被疑事実との関連性

搜索差押許可状には罪名を記載しなければならない（刑訴法219条）。憲法の要請はないにもかかわらず、刑訴法がとくに罪名を記載すべきものとした趣旨は、裁判官が捜査官の提供した資料に基づき、当該事件について犯罪の嫌疑があり、かつ差し押さえるべき物が特定の場所に存在すると思料し、搜索差押という強制処分の必要性を認めた結論としてこれを表示することによって、その令状が憲法第35条にいう正当な理由にもとづき発せられたことを明らかにするためである。したがって、搜索差押許可状の目的物とするためには、その物が当該令状中に罪名によって表示される特定の被疑事実と関連性を有するものでなければならない。

この場合、被疑事実を直接証明する証拠はもちろんのこと、いわゆる間接証拠も、情状関係の証拠も、関連性を有することはいうまでもないが、一般に、関連性の程度は、直接証拠、間接証拠、情状に関する証拠の順に弱くなり、それにつれて差押えの必要性も小さくなるものといえる。

最高裁決定も、「犯罪の態様、軽重、差押物の証拠としての価値、重要性、差押物が隠滅毀損されるおそれの有無、差押によって受ける被差押者の不利益の程度その他諸般の事情に照らし明らかに差押の必要がないと認められるときには、令状を発付すべきではない」と判示しているところ（最決昭和44年3月18日刑集23巻3号153頁）、ここでいう「証拠としての価値、重要性」とは、証拠の関連性の程度を示すものにほかならず、したがって、ある物について差押令状を発付するためには、その物が被疑事実との間に単に関連性を有するというだけでは足りず、その関連性が、最高裁決定に示された最低限の差押の必要性を担保する程度に濃いもので

あることを要する（田宮裕編「刑事訴訟法Ⅰ」379頁）。

とりわけ、差押目的物が間接証拠や情状に関する証拠である場合には、その関連性の程度について、上記の観点から慎重に検討する必要があるというべきである（佐々木史郎外編「増補令状基本問題」213頁）。

(2) 差押の必要性

また、刑訴法218条は、搜索差押の要件として、「犯罪の捜査をするについて必要があるときは」という要件を要求している。

この点につき、最高裁判例は、上記のとおり、「犯罪の態様、軽重、差押物の証拠としての価値、重要性、差押物が隠滅毀損されるおそれの有無、差押によって受ける被差押者の不利益の程度その他諸般の事情に照らし明らかに差押の必要がないと認められるときには、令状を発付すべきではない」としている（最決昭和44年3月18日刑集23巻3号153頁）。

(3) 第三者方を搜索場所とする場合

さらに、刑訴法222条1項により準用される刑訴法102条2項は、「被告人以外の者の…住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況にある場合に限り、搜索をすることができる。」と規定し、これを受けて、刑事訴訟規則156条3項は、「被疑者又は被告人以外の者の…住居その他の場所についての搜索のための令状を請求するには、差し押さえるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。」と規定している。

(4) そこで、警視庁による本件搜索差押が以上の(1)ないし(3)の要件を満たすか否かにつき検討する。

ア まず、本件では、被疑者不詳のまま、被疑事実の実行行為がなされたとされる岡山県とは必ずしも関係のない東京都・山梨県・福井県・福岡県という広範な範囲に所在するA会関連の場所や車両まで搜索差押が行われ、その結果、合計12か所と23台の車両において合計329件587点にものぼる大量の物が押収されるに至った。

この点、本件は、A会の組織的な犯行の疑念や犯行の背景関係の解明の必要性等から、本件被疑事実とA会に關係する広範な場所又は物について関連性が認められ、したがって、本件搜索差押が許容されるのではないかという考え方もありえないではない。

(ア) しかし、本件は、真実は法人格を有しない団体が使用する車両について、団体構成員の住所及び氏名を車両の使用の本拠及び使用者として登録したことが問題とされているところ、法人格を有しない団体の

場合、団体名義で不動産登記ができないのと同様に、車両の所有者として登録することができず、また、車両の使用者として登録することについても、一定の制約があることからすれば、本件の被疑事実とされる行為は、比較的軽微な形式犯である。

(イ) また、本件搜索差押は、前記のとおり、被疑事実の実行行為が行われたとされる岡山県とは必ずしも関係のない極めて広範な範囲において、かつ、A会関連の場所及び車両に限定して実施されているところ、後記のとおり、これらの場所において存在していた物が広範に押収されていることからすれば、捜査機関は、場所・物ともに網羅的に搜索差押の対象とする内容の搜索差押令状を請求していたことが強く窺われる。

(ウ) さらに、本件は、1998年6月23日と同年9月7日の行為を被疑事実としているが、本件搜索差押の日時との間には約5年もの隔りがあるのであって、対象物と被疑事実との関連性が薄くなっていることは否めない状況にあったものである。

このことは、1998年6月23日の被疑事実が、起訴時点では公訴時効期間を経過していたため、結局、起訴することできなかったことから裏付けられる。

(エ) そもそも、本件の被疑事実の内容からすれば、本件搜索差押については、自動車の使用者及び使用の本拠の実態等を立証することが目的となるべきところ、これらを立証するための契約書類・自動車保険関係書類・駐車場関係書類等が押収されるのであればともかく、押収物の多くは、前記最高裁決定に示された最低限の差押の必要性を担保する程度の関連性すらも疑わしいものである。

例えば、機関誌（別紙2・押収品目録（1）の2、同目録（5）の15・16、同目録（6）の24・25、同目録（12）の1ないし3）、携帯電話（別紙2・押収品目録（3）の10・11、同目録（13）の1、同目録（17）の1）、電話帳（別紙2・押収品目録（6）の36）、名刺（別紙2・押収品目録（7）の1ないし3）、会員名簿（別紙2・押収品目録（7）の10、同目録（8）の4・5）については、その品名からして、A会の組織や背景事情の解明等のために押収されたことが疑われるところ、当連合会より、個別の押収物と被疑事実との関連性について照会を行ったにもかかわらず、警視庁が何ら回答しようとしなかったことも併せ鑑みれば、本件

被疑事実との関連性は乏しいものといわざるを得ない。

さらに、下記の資料については、その品名のみからしても、専らA会の目的やその活動状況の把握等のために押収されたものと考えられるのであって、本件被疑事実とは何らの関係もないものといわざるを得ない。

記

エルアール出版機関紙 但し、LR科学時代の啓蒙書 1 20
03 (別紙2「押収品目録(1)」の1)

パンフレット 但し、電磁界等を考えるシンポジウム京都会議と
題目のもの(別紙2「押収品目録(1)」の7)

紙片 但し、ホチキスで止められたもので電磁界等を考えるシ
ンポジウム京都会議の開催について(別紙2「押収品目録(1)」
の8)

小冊子 正法の栞と見出しあるもの(別紙2「押収品目録(5)」
の1)

機関紙 天上界メッセージ抜粋と記載(別紙2「押収品目録(6)」
の5)

ノート 表紙に反共研究と書かれたもの(別紙2「押収品目録
(6)」の29)

(オ) 以上の事実からすれば、警視庁による本件搜索差押について、上記
(1)の要件を満たしているとは到底言い難い。

イ 同様に、上記(2)の搜索差押の必要性についても、上記アで指摘した
とおり、「差押物の証拠としての価値、重要性」が乏しい物が押収され
ていることが窺えるうえ、通常、電磁的公正証書原本不実記録・同供用
の罪において、本件のように広範な場所ないし物に対して搜索差押を行
う必要性が認められるとは考え難いことを考慮すれば、本件において、
かかる広範囲の搜索差押の必要性があったのか否かには、強い疑問が残
るものといわねばならない。

ウ さらに、本件搜索差押は被疑者不詳とされており、本件はいずれも搜
索場所を第三者方とする搜索差押であるから、警視庁が搜索差押を行う
際には、差し押さえるべき物の存在が認められるに足りる状況でなけれ
ばならないところ、本件の被疑事実が電磁的公正証書原本不実記録・同
供用罪であることからして、このような広範囲にわたる搜索場所等にお
いて関連証拠の存在が認められる状況であったとは言い難いといわざる

を得ない。

この点は、別紙 1「搜索場所と押収品の数」記載のとおり、本件の 12 か所の搜索場所のうちの〇〇〇〇や、本件の 23 台の搜索車両のうちの 14 台もの車両において、何らの押収もされなかった事実からも裏付けられるものである。

以上の事実からすれば、本件搜索差押は、本件被疑事実の立証に資する物が存在する状況が認められるか否かに関係なく、申立人らの組織や活動等に関する何らかの物があるのではないかという見込みによって実施された探索的なものといわざるを得ないのであって、上記の(3)の要件も満たさないものである。

(5) 結論

以上のとおり、警視庁の本件搜索差押については、その要件をいずれも満たしておらず、違法である。

3 人権侵害性

(1) 憲法 35 条は、国民の住居、書類、所持品について侵されない権利を定めている。また、国際人権 B 規約 17 条 1 項は、「何人も、その私生活、家族、若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と規定し、2 項は、「すべての者は、1 項の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」と規定している。このように、搜索差押は、個人の私生活の領域に対する重大な侵犯をもたらすものであるから、当該被疑事実の捜査の必要性に見合った相当の限度で許容されるものとされているのである。

(2) にもかかわらず、本件搜索差押は、前記のとおり、捜査の必要性をはるかに超えた範囲の場所及び物に対してなされているところ、本件搜索差押の大部分は、本件被疑事実の立証のためではなく、専ら申立人らの組織の解明やその活動状況の把握等の別個の目的により実施されたものである。

すなわち、本件搜索差押は、急に社会の耳目を集めるようになった団体の内実を急遽捜査するために、比較的軽微な形式犯である被疑事実を探し出し、団体の情報を得ることだけを目的にして行われたものといわざるを得ない。

このことは、警察庁が、本件搜索差押の直前である 2003 年 5 月 1 日付にて、A 会の一組織である「I 研究所」について、情報収集を強化するとともに、違法行為には厳正に対処するように各都道府県警に通達を出していることから裏付けられる。

以上のとおり、本件搜索差押は、憲法 35 条及び国際人権 B 規約 17 条 1 項に抵触するものである。

(3) なお、本件搜索差押許可状は、立川簡易裁判所裁判官が発付しているところ、このような人権を侵害する搜索差押が法の番人である裁判官の発する搜索差押許可状によって行われていることは、極めて遺憾なことである。

すなわち、前記のとおり、搜索差押は、個人の私生活の領域に対する重大な侵犯をもたらすものであるところ、これを許容するにはそれを正当化し得るに足る捜査上の必要性が認められなければならないのであって、そうであるからこそ、憲法 35 条は、その判断を捜査機関のみに委ねることなく、裁判官による厳格な審査にかからしめているのである。

そして、前記最高裁決定も、このような司法的抑制の実をあげるべく、明らかに搜索差押の必要がないと認めるときは、請求を却下すべきものとしているのである。

にもかかわらず、本件において、前記のような人権を侵害する搜索差押を可能にする令状が発付されていることは極めて問題であり、令状発付における司法審査が形骸化しているのではないかと危惧されるところであって、この点は厳しく指摘されなければならない（ただし、申立の趣旨にあるように最高裁判所長官に個別の裁判に対する監督を求めることは、裁判官の独立の観点から問題があるので、行わないこととする）。

しかしながら、本件搜索差押令状は、そもそも請求すること自体が明らかに許されないものというべきであり、裁判官の令状が発付されていることによって、令状請求者であり、かつ、搜索差押実施者である捜査官の責任が免責されたり軽減されるものではない。すなわち、本件において、令状に基づいて搜索差押をなしたからといって、それは、警視庁の責任をいささかも免れさせるものではない。

4 警視庁公安部の同種事案の頻発

当連合会は、2003年4月28日、D宗教団体（現E）に関する事件に関し、警視庁公安部が行った搜索差押に対し、次のとおり警告している。

「これら5月29日以降の一連の搜索差押は、当該被疑事実の立証ではなく、専ら、申立人の組織性の解明やその活動状況の把握等の別目的により実施されたものといわざるを得ず、憲法35条に抵触するものであるばかりか、膨大な数の当該ビラ及びその他の物の差押に至っては、申立人及びその構成員の表現の自由をはじめとする権利・自由を蹂躪した重大な人権侵犯行為であったといわざるを得ない。」

また、当連合会は、2005年3月、F労働組合に関する事件に関しても、警視庁公安部が行った捜索差押に対し、同様の警告を行っている。

しかし、警視庁公安部は、これらの警告にもかかわらず、今回も引き続き同様の人権侵害行為を繰り返しているものであり、改めて強く警告に及ぶ必要があるものといわざるを得ない。

第7 まとめ

以上のとおり、警視庁に対する申立てを理由のあるものと認め、また、警視庁において同種事案が繰り返されていること等の事情をも考慮して、上記第1記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。

以上